

京都市「令和6年度物価高騰対策支援金」給付事務取扱要領
(高齢者施設・事業所)

(目的)

第1条 京都市「令和6年度物価高騰対策支援金」給付要綱（以下「要綱」という。）のうち、高齢者施設・事業所（以下「施設等」という。）への物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付に当たっての事務取扱上の細目を定めるものとする。

(給付金額)

第2条 要綱第4条第1項に規定する給付金額については、別表に掲げるとおり算出する。

(給付単位)

第3条 支援金については、法人単位で給付する。ただし、養護老人ホーム及びケアハウス並びに法人格を確認できない施設・事業所は、施設・事業所単位で給付する。

(申請手続き)

第4条 支援金の受給を希望する施設等は、次の各号に掲げる内容を入力のうち、オンラインにより市長に申請しなければならない。

- (1) 法人・団体又は施設（事業所）の名称
- (2) 法人・団体又は施設（事業所）の住所、代表者名
- (3) 申請額
- (4) 振込先口座の情報
- (5) 誓約
- (6) その他市長が定める事項

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年3月3日から施行する。

別表（第2条関係）

サービス種別	算出方法
<p>・特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護老人保健施設</p> <p>・介護医療院・認知症高齢者グループホーム・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・短期入所療養介護・通所介護・地域密着型通所介護</p>	<p>① 令和6年8月及び9月の利用実績（介護報酬額（特定入所者介護サービス費を除く））の最大値に対し、物件費割合（55%）を乗じる。</p> <p>② ①で算出した額に、物価上昇率（1.1%）を乗じる。</p> <p>③ ②で算出した月当たりの支援金単価に、給付期間である12か月を乗じた額を支援金額とする。</p> <p>④ ③で算出した支援額に端数が生じた場合は、切り捨てとする。</p>
<p>・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・訪問リハビリテーション</p>	<p>① 令和6年8月及び9月の利用実績（介護報酬額（特定入所者介護サービス費を除く））の最大値に対し、物件費割合（45%）を乗じる。</p> <p>② ①で算出した額に、物価上昇率（1.1%）を乗じる。</p> <p>③ ②で算出した月当たりの支援金単価に、給付期間である12か月を乗じた額を支援金額とする。</p> <p>④ ③で算出した支援額に端数が生じた場合は、切り捨てとする。</p>
<p>・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>・夜間対応型訪問介護・居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援</p>	<p>① 令和6年8月及び9月の利用実績（介護報酬額）の最大値に対し、物件費割合（30%）を乗じる。</p> <p>② ①で算出した額に、物価上昇率（1.1%）を乗じる。</p> <p>③ ②で算出した月当たりの支援金単価に、給付期間である12か月を乗じた額を支援金額とする。</p> <p>④ ③で算出した支援額に端数が生じた場合は、切り捨てとする。</p>
<p>養護老人ホーム</p>	<p>① 令和5年度の措置費給付実績から食費相当分を控除した額に対し、物件費割合（55%）を乗じる。</p> <p>② ①で算出した額に、物価上昇率（1.1%）を乗じる。</p> <p>③ ②で算出した額に12か月を除いた後に、給付期間である12か月を乗じた額を支援金額とする。</p> <p>④ ③で算出した支援額に端数が生じた場合は、切り捨てとする。</p>
<p>ケアハウス</p>	<p>① 令和6年度利用料基準額及び生活費の見込額から食費相当分を控除した額に対し、物件費割合（55%）を乗</p>

じる。

② ①で算出した額に、物価上昇率（1.1%）を乗じる。

③ ②で算出した額に12か月を除いた後に、給付期間である12か月を乗じた額を支援金額とする。

④ ③で算出した支援額に端数が生じた場合は、切り捨てとする。